

# 令和 5（2023）年度第 1 回 伊丹市人権教育・啓発推進会議

【開催日時】 令和 5 年（2023 年）7 月 12 日（水） 10 時 00 分～11 時 30 分

【開催場所】 伊丹市立人権啓発センター 大集会室

【出席委員】 金山委員、森田委員、波多江委員、奥村委員、林委員、池田委員、方委員、寺岡委員、平野委員（9 名出席）

【欠席委員】 喜島委員

【事務局】 市民自治部長、市民自治部参事、共生推進室長、人権啓発センター所長、人権教育室主幹、人権教育室職員、同和・人権・平和課長、同和・人権・平和課職員

【議事録確認委員】 林委員、奥村委員

【傍聴者】 0 名

## 【議題】

- 1 伊丹市人権教育・啓発白書令和 4（2022）年度事業内容（案）について
- 2 伊丹市立人権啓発センターの事業及び運営について

## 【会議内容】（要旨）

委員長 私是人権擁護委員も拝命しており、その関係で紹介したいのが6月1日は人権擁護委員の日で、この制度について周知、啓発をしている。併せて、特設の市民人権相談をこの日に実施している。

今年は、同和・人権・平和課から提案があり、ことば蔵で人権啓発パネル展示と合わせて人権相談を実施したところである。ことば蔵は市民が来やすく、市民の居場所的な所がある施設である。そういう場所を実施したところであるが、人権相談はなかなか市民が来られない状況なのだが、高齢の女性が相談に来られ、私ともう一人に対応した。医療に関する話であり、後日、法務局支局の専門官も交えて話を伺ったところである。その中で思ったのが、今は超高齢化社会ということで、医療や介護などなかなか望むようなサービスが受けられない問題も一つの人権問題ではないかと思い、そういう視点もこれから大事だと感じた。

本日の議題は、大きく二つ。

議題1は、「伊丹市人権教育・啓発白書 令和4（2022）年度事業内容（案）」に関する事。議題2は、「人権啓発センター事業及び運営について」である。

人権啓発センターに関しては、本日は十分な時間が取れないかもしれないが、議題1の中にも人権啓発センターの運営に関わるような内容がある。議題2は時間の流れによっては十分とれないかもしれないことを、最初に断っておく。

では、事務局から説明をお願いします。

事務局 （事務局説明）

委員長 意見・質問に関しては大きく二つ分けて、前半に人権全般について、後半は、身近な人権問題、女性や子ども、障がい者などについて、意見をいただきたいと思っている。

では白書（案）を見ながら、進めていきたい。各委員、質問、意見はいかがか。

A 委員 大変よくまとめていただいているところであるが、昨年度の人権の相談はどれくらいあったのか教えて欲しい。

事務局 白書案10ページにある「⑨人権相談」に記載している。人権啓発センターでの相談については158件で、人権擁護委員による人権相談は2件である。

B 委員 人権啓発センターから委託されて相談担当をしているが、きちっと向き合っている窓口相談ではなく、毎日の暮らしの中の相談であり、「ちょっといいか」、「今きてほしい」というそういう相談ばかりである。

最近あった話では、介護施設に通所している人が、昔の写真を施設の人に見せていたのだが、通所している他の人が写っている人物のことを「怖い人」と言ったそうで、本人もそれ以外の人も大変びっくりしたそうだ。それがあって以降、本人は施設に行きづらくなり辞めてしまう寸前にまでなったが、同和・人権・平和課と連携して、同和・人権・平和課の職員に施設の管理者と話をしてもらった。私はその本人と話をし、自分は楽しもうとしたかもしれないが安易に写真を

見せて話をしないようにと話をした。結果、その人は通所を再開することができた。団体の中で生活するのであれば、自分も気を付けなければいけないと諭すと、本人も気を付けると言ってくれた。

人の人生はいろんなことがあるが、私は相談が重いからしんどいと思ったことはない。行政も伊丹市の人権を担っているので、市の職員が抱える一人ひとりの思いが腹を割って解放される場や体験等の相談する所を作ってほしいと思っている。

委員長 大事な話であり、私も冒頭でも話をさせてもらったが、人権擁護委員をやっている。先ほどの話はおるかの会で実施している。理想的で、地域に根差して本当に弱者の立場の方に寄り添って対応するすばらしい取組で、これに習っていかないといけない。

人権擁護委員、法務局が行っている人権相談も非常に多岐に渡っており、いろいろ工夫をしている。例えば子どもの人権 SOS ミニレター。これも6月に、全国の子どもたちが学校や家などに相談できないようなことを人権擁護委員に相談していいというものであり、学校を通じて配布しており、年間5~60件ある。私も先日宝塚の子どもの返事を書いたところである。しかしながら、大人に関しては、私が関わっている所では相談が少ない。これは相談する体制の受入が、不十分ではないかなと感じている。私が思うのは、おるかの会の例を考えて、地域のコミュニティセンター、或いはお茶を飲んだりするサロンのような運営を地域で行っているそういう場所の運営者が認識や意識をしっかりと持っていていただき、行政と連携してつなぎをつけていただくということで、少しは広がるのではないかなと思う。

やはり人権問題を抱えて孤立している市民がたくさんいると言う認識を持たないといけない。これは行政から、或いはその相談の関係者から聞き取った実情を十分に分析して、その対応をやっていかないといけない。

先ほど、B委員からも腹を割って同和問題をという話があったが、職員がやはり同和問題、人権に対して、しっかりとした認識を持っていないと市民に人権思想が普及していかないとと思う。これは学校においても全く同じで、先生の人権意識が欠如していたら、子どもたちは人権意識の低い子どもになってしまう。週1回の道徳の授業というよりも、むしろ先生が人権意識を高く持ち、そして背中で教えていく、そういうことが大事であると考えている。これは市職員に対しても言える。そういう研修の工夫や深化を図っていただきたいと思う。

それでは身近な人権問題について、各委員、質問、意見はいかがか。

C委員 意見ではなく感想だが、事務局がみんなで見直してここまで変えました。というふうに説明があったが、こういったことは初めてじゃないかなと思う。すごく素敵だと思った。今回の説明はすごくわかりやすく、すっと入ってきた。

D委員 在日外国人の区分に関して、いわゆるオールドカマーとニューカマーがある。戦前から住んでいる主に植民地支配に関連して生じた外国人・オールドカマーと、80年代以降に日本に働きに来た外国人・ニューカマーという大きなくくりだが、今の市の施策や事業を見ているとニューカマーの人に特化した事業が多いように感じる。日本に来て日本語もわからない日本の制度も承知していないというニューカマーについての事業も大切ではあることは理解している。

しかし伊丹の場合は、戦前の伊丹飛行場建設の関連で朝鮮半島から労働者がたくさん来て、今でも伊丹市の外国人の半数近くは韓国・朝鮮人で、比率においても半数を占めることから、オールドカマーに対する事業は避けて通れないと思う。ニューカマーの事業が多いのでオールドカマーの人に対する啓発事業も同時に必要と思う。特にヘイトスピーチに関してはオールドカマーを対象にした差別事象であるため、啓発活動も積極的にしてほしい。

また、オールドカマーの韓国・朝鮮人は日本国籍取得者が多くなっている。全国の在日外国人の比率は今や中国籍、ベトナム籍、次いで韓国・朝鮮籍ということでコリアンの比率は下がっているが、日本国籍を取得しているいわゆるコリアンジャパニーズ、コリア系日本人というのは、今や100万人を超えていると言われている。そういう人も自分のルーツを隠すことなく大切にできる、そういう事業もいるのではないかと思ったりしている。そういう人たちも含め、すべての外国人が元気になるような啓発が必要と思っている。

日本国籍を取るということは、私も小説に書いたのだが、日本が好きだからということよりも自分の子どもや孫たちが、結果的には精神的にも経済的にも不利益をこうむっているから日本国籍をとる。国籍を取るということは法的には日本人である。生きていく方途として、日本国籍取得ということが多いのではと思っている。日本国籍を取得した人も安心して、自分のルーツを隠したり否定することなく共に地域社会で生活していく。特にコリアンが多い伊丹においては必要ではないかと思っている。

委員長 特に伊丹の場合は歴史的な経緯を踏まえ、学校教育或いは市民啓発においても、オールドカマーの問題は大事にしていかないといけない。

E 委員 全般的に思ったが、人権はいろいろ繋がっていると感じた。

最近のニュースで6歳の男の子が亡くなり、よく調べてみると、お母さんも暴力を受けて保護された事件があった。テレビで報じられていたのが、その6歳の男の子が外出するときに、子ども用のハーネスをつけられて紐をつけられ引っ張られていたという近所の人証言があり、それをイメージ化した図が報道で流れた。その関連の子どもが、とてもひどいことをされて殺されましたというふうに報道された。

私はすごい乱暴だなと思った。というのも、私の住んでいる所でもハーネスを付けている子どもがいる。その子どもはすごくかわいらしく活発であり、はっきり聞いたわけではないがADHDがあるらしく、お母さんもすごく明るい人で、2、3歳だったら右見て左見たらどこにいるかわからないから安全のためにハーネスを付けていると思う。事件が報道される少し前に、エレベーターに乗った時に一緒に乗り合わせた人が、その人たちが下りた後で「かわいそうに子どもにあんなもの付けて」と言った。私はその人達に、「友達に同じような人がいるので、子どもがめちゃくちゃ元気で、目を離すとどこに行くかわからないから安全確保のため付けていると思う」と直接言えたのだが、テレビ見た時にそのイメージだけ出されて、しばらくしたら今度は週刊誌の見出しに6歳の子ども紐をつけられて外出というのが載っていた。「紐を付けられているからといって虐待とは限らない」というのを知識として知っていて、なにか起こるたびに修正してくれる人が周りにはいるかいなかで、どんどんその悪いイメージ図が拡散されていると思う。微々たることかもしれないが、何かこういう人権のことを研修会なり当事者

の話なりと行政が活動していく中で、そういうことを知っている人がいれば、「何となく怖い」、「ひどい」という悪いイメージが伝染する前に防波堤みたいになれるのではないかと思った。当事者でなくても知っている人を増やしていくために、人権の啓発は大切だなと痛感した。

委員長 人権問題すべてに通じる話で、とても大事なことである。

私も障がいのある人の人権で気になることがある。前にも話したが、法律ができて、合理的配慮や差別をなくす取組が出来ているところだが、資料「伊丹市人権教育・啓発白書 令和4(2022)年度事業内容(案)の伊丹市人権教育・啓発推進会議委員意見及び市対応・回答一覧」の7ページ上の段にある市の回答で、合理的配慮に関する周知をしていくと同時に、障害者差別に関わる事案があった場合、対象の事業所への事実確認を行うと書いているが。事例がどんなものであったのかということが、分かれば教えてもらいたい。もしくはあった場合は、具体的にどんな対応をされているのか。

事務局 具体的な事例は上がっていない。しかしながら、事例が発生した際は、障害福祉課が集約している。同和・人権・平和課で知った案件についても障害福祉課に情報を伝えるという形になっている。その中で障害福祉課が、差別発言をした人であったり、された人について聴き取りなどの調査をしている。

過去の話になるが、障害福祉課では障害者差別解消支援部会から事例が上がっており、その中で発言された方にきちんと指導した。という事案があるのは聞いている。

事務局 私は直接関わってないが、私の知っている情報では、障害福祉課には虐待通報の仕組みがあるので、そういった通報があった時には市の職員が駆けつけて対応し聞き取り等をしている。場合によっては、県とも連絡をとりながら対応している。

F委員 私が人権擁護委員していた時の話になるが、1例ある。市民から相談があり、人権擁護委員であった私と法務局の職員とでアイ愛センターへ聴き取り調査に行ったことがある。その時にも、障害福祉課の職員も来られており、アイ愛センターの方からも色んな記録を開示し説明をされた。

相談者も相談の先にそういうものがあると、完全に相談内容が解消されなくても、何かあったら相談に行けばそういう対応をしてくれるということで安心して帰られた。

やはり相談だけじゃなく人権擁護委員もその先を進めて中に踏み入ることも大事であると思った。人権擁護委員は制約があり、それ以上立ち入ってはいけないということもあるので、B委員のような活動はなかなかできないが、もう一步踏み込んだ対応をしてもいいのではないかと感じた。

委員長 昨年度改訂された基本方針も、救済というか、人権擁護を挙げている。

法務局と行政との連携や、或いはボランティアでやっている人権擁護委員との連携を密にしていく。本当に困っている人はたくさんいるはずであるから、我々全体の課題として認識していきたい。

## G 委員

学校での人権教育は非常に大切になってくると思うが、現在の様子を見てみると、人権課題がすごく多くなってきている。30年前であれば、同和問題を中心にそれを進化させていきながら他の課題にもそれを発展させていくという手法を取っていたのだが、今は目の前の課題をとにかく解決しないといけないということで、広く浅く学習しているような感じが見受けられる。今であればLGBTQについてということで、それをしなければならないからそれが最優先になっており、根本にあるところが若干おろそかにされている感じがある。

現場の先生も自己啓発という意味で、人権教育は何らかの形でしっかりとやっていって欲しいという思いはある。11月1日の意味を分かっている先生が一体どれだけいるのかということも心配なところである。せめて年間1回は何かに参加するなどをしていって欲しいというふうには思っている。

それから、障がいのある子どもの話が出ていたが、発達障害の中でも特にADHDの小さな子どもなど、すぐに飛び出したりとかする子は、そういう障害の内容のことを理解もしておかないといけない。実際に教室からすぐ飛び出す子もいるので、そういった子どもにどういうふうに対応していくか、目の前にある課題に非常に集中しているようなところがあるのかなというふうには感じている。

また、発達課題のある子どものいる保護者の意識も千差万別である。何とかこの子のために検査を受けて今の状況をしっかり把握して、学校で対応してもらいたいという保護者もいれば、わざわざうちの子を障がい者にするのですかという保護者もいる。しっかりと対応していくことが大切だが、それに疲れてくる先生が非常に増えてくる。特に若い先生は、何をどうしていいかわからないままで、相談したいが周りの先生の様子を見てみると、周りの先生もまた忙しい。それが負の連鎖になって最終的には休んでしまうと。そういうところまで行き着いているところが散見されるので、外部の人間が学校を助けていくなど、そういうこともできていけばいいのかなと感じている。

いろんな人権課題が交錯しながら、子どもにしわ寄せがいつているような部分が見えてくるので、こういった場でいろんな課題を何とか共通理解していきながら進められていけたらと思っている。

## H 委員

G委員のお話のとおり、いろんな子どもたちの実態、それと保護者も多様化している。

そんな中で、白書案29ページに挙げている小学校に入ってくるまでの配慮を要する子どもについては、市内の公立の幼稚園や公立の認定子ども園だけではなく、最近では私立の保育園、子ども園でも、にじいろ保育の実施ということが重要視されている。小学校に入ってくる前に保育園や幼稚園の担任の先生などに保護者の方もいろいろ相談をしたり、先生の方から提案があったりなど配慮を要する子どものことを見守っていただいている。

一定の見守りを受けながら小学校に上がってくるという、そういう実態を私自身が児童くらぶの方を担当していることから感じている。児童くらぶも、1年生から6年生までの子どもを預かり、また支援が入っている子どもを預かるが、預かる子どもが増えてくる中で、私立でもにじいろ保育が充実してきたということをお大変頼もしく思っている。

## E 委員

合理的配慮の話に戻るが、新しい市役所に障害の重い大人の人がおむつを変えられる大きいベッドがあるトイレが1個しかなく、トイレの場所がすごくわかり

にくいというのを別の会議で言ったことがある。その後の市の対応で、直接担当者に話をすることができた。担当の人も新庁舎を作るにあたり、バリアフリーに力を入れたいということで11回程度会議を開き、細かく全部議事録をとっていたがその中で誤解があった。

みんなのトイレが1個あるとそこにみんなが集中する。障がいのある人が使えなくなるので、障がいのある人が使えるトイレはぜひ作って欲しいと一番初めに言ってそれ以降会議が続いた。結果、みんなのトイレ的なものが市役所の中に15ヶ所できたが、その大きいベッドがあるというのは1ヶ所しかできなかった。担当者と話を見ると、トイレは床の下にパイプを通すので大きいトイレを作ると建物の構造が大変脆弱となるため、建物の構造上、頑張ったが1個しか確保できなかったとのことであった。

その話を聞いてそうだったのかと思い私は納得ができた。しかし、であるならば、どうしてそれがホームページにも書いてないのか、各フロアにもそのベッドがどこにあるかも全然書いていないのか、大変不親切だと私は感じた。担当者聞いてみると、そのトイレを他の人が使ってはいけないという配慮を市役所の人にはしてその結果、表示ができてなかったという誤解があった。

お互いの誤解が解けた今、今まで表示がなかった1階のフロア全部に、おむつ替えの大きいベッドはここにあるという表示をつけてもらい、エレベーターの横にも中にも入れてくれた。入口でもきちんと表示し、スピーディーに対応してもらい、今はそこに1ヶ所トイレがあるということが大変わかりやすくなった。

「なぜ変わっているんだ」ではなく、「話し合えてできることをする」ということだけで使いやすくなるだというのがわかり、すごく市にも感謝した。

加えて言うと、話し合いの過程で新庁舎内では1ヶ所しかないが、よくよく聞くと議会棟の傍聴席の裏もベッドが1個あるということが判明した。それ使えるのかと聞くと、そこは議会棟なのでセキュリティカードがないと入れないし、普段は傍聴を許可した人しか入れないとのことであった。しかしながら、車椅子の人がトイレを使うと10分から30分はかかる。使えないときはすごく待たなくてはいけないので3階の議会棟は使えませんかという話をした。そうすると、議員と話をしていただき、市会事務局に行って事情を話したら事務局の人が案内してくれて使えるようになった。

## B 委員

ネットの話になるが、鳥取ループという団体がある。10年ほど前、男性2人が地域に来て、写真を撮っていると連絡があった。その時、私は研修でいなかったので、私が出れることは兵庫県連合会の事務所に電話をし、他の地域の方にその人たちが今伊丹で写真を撮っているから他の地域でも注意をするようにと事務所の方をお願いし、事務所の方が各地域へ連絡をしてくれた。伊丹の方では児童館の職員がその人たちに注意してくれたりなど、きちんとした対応をしてくれた。

結局、今その人達と裁判になっている。裁判も1年ぐらい続いたし、今も続いている。裁判費用もすごくかかる。最近やっと結果が出て、差別されない権利を守るという結果がでた。それが出た時は手をたたいて喜んだ。行政もモニタリングをしてくれているが、しんどいことはいつか成果が出る。という事を報告しておく。

## 委員長

それでは以上で、議題1を終了とする。続いて議題2に移る。  
では、事務局から説明をお願いします。

事務局 (事務局説明)

委員長 主な講演会や行事というのは秋になるということだが、センター事業というのは、本市における人権啓発の拠点施設で市民の窓口もある。事業についても、いろいろ市民が参画したような形、或いは団体と連携したような事業内容で実施している。私も非常に魅力や関心を持っているので参加させてもらっており、今後ともそういう方向でぜひ続けていっていただきたいと思う。

それともう一つ、やはり人権問題の問題は現地に足を運ぶ、或いは当事者に学ぶ。そういうことが基本になってくると思う。例えば学習交流グループの事業については、そういった趣旨に沿った事業展開をされていると思う。これもぜひ続けていただきたい。

F 委員 去年 11 月は水平社博物館へ行ったし、ミャンマーの方々のお話も聞かせていただいた。ミャンマーは内乱で、ひどい目に遭っている国民の方がたくさんいる現実の話を知りました。また、「僕たちはミャンマーに帰れません。帰ったら殺されます。」とおっしゃっていた。胸が痛くなるような話を聞かせてもらった。話を聞くということで、自分にできることはないのか？と自分のものとして考えられた。現実を知るということは大切だと思う。

委員長 伊丹市の実施している人権平和の事業というのは、非常に良い事業であると思う。先日、私は玉本英子さんの写真展とトークショーに参加させてもらいウクライナの話も聞かせてもらった。また別の角度からの話を聞くと、お金がある人は海外に移動できるが、残されているのは地元を愛する高齢者。弱者であるということ。弾が飛んできてその最前線で生活しているというそういうような実態があることが分かった。

ウクライナという企画で市民向けに事業展開をしていただいて非常にありがたい、大変すばらしいことだと思う。

C 委員 委員長がいうとおり伊丹市は、人権や平和などにしっかり力を入れている。公民館も毎年夏に人権や平和事業をしっかりとされている。そういうチラシなども、何か情報として参考資料などに入れていただいてもいいのではないかと思う。

委員長 センターの方もいろいろ工夫して事業を実施している。これからまた秋の事業を楽しみにしている。

以上をもって、第 1 回人権教育・啓発推進会議を終了とする。

令和 5 (2023) 年 9 月 6 日

確認委員 林 やよい

確認委員 奥村 恵子